

褥瘡予防に関する指針

医療法人溪仁会 札幌西円山病院介護医療院

I 褥瘡予防に関する考え方

札幌西円山病院介護医療院(以下、当施設)は、入所者の健康で尊厳ある生活の実現のため、褥瘡が発生しない適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡予防に関する指針を定めます。

II 褥瘡予防に向けての基本方針

①褥瘡予防に対する体制の整備

褥瘡発生の予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置します。

②多職種協働による包括的支援

各職種の専門性を生かし、包括的な支援を行います。

③外部専門家との連携

札幌西円山病院 褥瘡対策委員会と連携し、より質の高いケアを実践します。

④職員に対する教育・研修

褥瘡予防に対する知識の習得、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的(年2回以上)に実施し、職員の教育に努めます。

III 褥瘡予防に対する体制の整備

当施設は褥瘡予防対策と発生時における治療とケアを効果的に推進することを目的として、褥瘡対策委員会(以下、委員会)を設置します。

①褥瘡予防対策担当者(委員長:看護職員)

予防対策担当者(委員長:看護職員)は、委員会の議事進行、褥瘡予防のためのマニュアル等に関する原案の作成、ハイリスク者の管理及び収集した事例調査、褥瘡予防対策に関する研修の企画等を行います。

②委員会構成

施設長(医師)、副施設長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、相談員、リハビリ職員、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師とします。また、必要に応じて、札幌西円山病院の褥瘡対策委員会の参加を要請します。

③委員会の開催

委員会は、原則として毎月 1 回します。また、必要に応じて臨時に開催します。

④ 委員会の役割

- ・褥瘡予防及び発生時の体制の確立
- ・褥瘡予防のための指針及びマニュアルの整備
- ・適切な用具等の選定

- ・褥瘡予防に関する研修の企画及び実施
- ・その他、褥瘡予防のために必要な事項に関すること

IV 褥瘡予防に関する各職種の役割

各専門職の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

▶医師

定期的な診察・処置方法の指示

▶看護職員

- ・医師又は札幌西円山病院褥瘡対策委員会との連携
- ・褥瘡の処置と内容の記録
- ・褥瘡ケア計画の立案と経過記録の整備
- ・多職種との協働による、褥瘡予防計画の立案
- ・介護職員等への助言、指導

▶介護職員

- ・多職種との協働による、褥瘡予防計画の立案と経過記録の整備
- ・褥瘡予防計画に基づくケア内容の周知と実践
- ・入所者個人に応じた体位変換と、良肢位の工夫及び周知徹底
- ・褥瘡の状態観察と記録
- ・きめ細やかなケアと衛生管理の徹底
- ・褥瘡予防に関する新採用介護職員等への指導

▶リハビリ職員

- ・個々に応じたポジショニングの助言、指導
- ・多職種との協働による、褥瘡予防計画の立案
- ・褥瘡予防用具の管理

▶生活相談員及び介護支援専門員

- ・施設サービス計画における褥瘡予防対策の立案、評価、見直し
- ・家族への報告
- ・外部の関係機関との連絡及び調整

▶管理栄養士

- ・栄養ケアマネジメントにおける栄養状態の把握と管理
- ・多職種との協働による、褥瘡予防計画の立案
- ・褥瘡の状態把握と栄養ケアの実践

V 褥瘡予防の手順

①褥瘡予防計画の策定

委員会は、褥瘡のハイリスク者を確認しながら、担当する関連職員とともに予防計画を作成します。

② 褥瘡予防対策の実践

各専門職種は、褥瘡予防計画に基づき、日常的なケアにおいて褥瘡予防対策を実践します。

③ 褥瘡予防の評価

委員会は、褥瘡予防計画に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価します。

VI 外部専門家との連携

必要に応じて外部の専門家(医療・介護・介護機器等)と積極的に連携し、より質の高いケアを目指す。

VII 職員に対する教育・研修

褥瘡予防に関する基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会が中心になり、施設内研修会を開催する。

① 新規採用者に対する研修

新規採用時には、褥瘡予防の基礎に関する研修を実施します。

② 定期的研修

全職員を対象に褥瘡予防に関する研修を実施します。

VIII 利用者等に対する指針の閲覧

職員、入所者及びその家族が本指針をいつでも閲覧できるよう、当施設ホームページに掲載します。

IX その他

① 記録の保管

委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防に関する諸記録は5年間保管します。

② 指針等の見直し

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアルは、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正します。

▶ 附 則

この指針は、2018 年 7 月 1 日から施行します。

(2024 年 4 月 1 日一部改正)